

小松市花壇づくり事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小松市花壇づくり事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、小松市補助金交付規則（昭和45年小松市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、花壇の設置及び苗木の植栽（以下「花壇等の設置等」という。）に対し、その経費の一部を助成することにより、花と緑のまちづくり「フローラルこまつ」を推進し、潤いある住環境の形成とまちの活性化を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、小松市内の町内会（以下「町内会」という。）及び小松市内に住所を有する個人（以下「個人」という。）とする。

(助成対象行為)

第4条 助成金の交付対象となる行為は、別表第1に掲げるとおりとする。

(助成対象経費、助成額等)

第5条 助成金の助成対象経費、助成額及び限度額は、別表第2に掲げるとおりとし、予算の範囲内とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、助成金の助成対象経費とはしない。

- (1) 花壇等の設置等により眺望を妨げ、又は交通の支障となるおそれがあるとき。
- (2) 花壇等の設置等にあたり既に他の助成等を受けているとき。
- (3) その他市長が花壇等の設置等を不適當と認めるとき。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、小松市花壇づくり事業助成金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金を交付すべきかを決定する。

2 市長は、前項に規定する決定をしたときは、小松市花壇づくり事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の交付決定を受けた者は、第6条の申請をした日が属する年度内に設置を完了するとともに、速やかに実績報告書（様式第3号）により市長に報告しなければならない。

(確定)

第9条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、当該報告書及び必要に応じて行う調査等により交付すべき助成金額を確定し、前条の報告者に小松市花壇づくり事業助成金交

付確定通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

（交付決定の取り消し）

第10条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が、次の各号に該当する場合には、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に反して助成金の交付を受けたとき。
- (2) 市長が、助成金の交付を不適當であると判断したとき。

2 前項の規定は、第9条の確定後においても適用があるものとする。

（助成金の返還）

第11条 市長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金を交付したときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

2 市長は、補助金の交付の指令を受けた者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（花壇等の管理及び団体への登録等）

第12条 助成金を受けた者は、少なくとも5年間、当該助成事業に係る花壇等の適正な管理に努めなければならない。

2 助成金を受けた者は、フローラルこまつ実施本部が組織する「フローラルこまつ推進団体」に登録するものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年10月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

助成対象行為区分	助成対象者区分	助成要件
花壇の設置	町内会	(1) 道路に面しており，一般の通行人が容易にみることができる場所であること。 (2) 花壇を設置する場所が，市等が管理する公共施設又は町内会の共有地であること。 (3) 花壇の仕切りはブロック等の耐久性があり容易に動かすことができないものであること。 (4) 1敷地の花壇面積が3㎡以上であること。
	個人	(1) 道路に面しており，一般の通行人が容易にみることができる場所であること。 (2) 花壇が住宅の周囲に設置され，その周囲が仕切られていること。 (3) 花壇の仕切りはブロック等の耐久性があり容易に動かすことができないものであること。 (4) 花壇が道路に面した延長が1m以上で，一画の花壇面積が2㎡以上であること。 (5) 花壇の奥行きは，道路との境界線から5m以内であること。
草花の植栽	町内会及び個人	(1) 助成対象行為である花壇内において当該花壇の設置と合わせて行われるものであること。 (2) 草花を主体とし，草花は1㎡当り10株を標準として植栽されるものであること。ただし，花木との混植も認める。
苗木の植栽	町内会	(1) 市が管理する公共施設又は町内会の共有地であること。

別表第2（第5条関係）

助成対象行為区分	助成対象者区分	助成対象経費	助成額	限度額
花壇の設置	町内会及び個人	(1)花壇の新設費 (2)花苗，球根，花木，肥料等の購入費 (3)トレリス，ラティス，アーチ等植栽の工夫に使用する道具の購入費	花壇等の面積（1㎡未満の端数があるときは当該端数を切り捨てた面積）1㎡当たり8,000円を乗じて得た額（1㎡当たり8,000円に満たないときは実費額）	16万円 （個人にあっては8万円）
苗木の植栽	町内会	苗木の購入費	苗木の購入費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは，これを切り捨てた額）	10万円

備考 花壇の設置についての助成は1敷地1回限りとし，苗木の植栽についての助成は助成対象者当たり年1回とする。